

個人番号カード、通知カードの受取について

●問合せ先 市民課市民係 ☎72-2111内線414

個人番号カードの交付が始まりました。既に個人番号カードを申請した人には、カードの準備ができ次第、市民課から交付通知書(兼照会書)を順次送付します。交付通知書に記載している必要書類(交付通知書、通知カード、住基カード、本人確認書類など)を持参し、窓口でカードを受け取ってください。(受付時間 平日午前8時30分～午後5時)

※現在、全国からの申請が集中しており、発行までに数か月を要しています。ご了承ください

窓口で個人番号カードを受け取ることができるのは原則本人のみです。15歳未満の人や成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※本人が病気や身体の障がい、その他やむをえない理由により、窓口に来ることが困難な場合に限り、代理人にカードの受取を委任できます。この場合、本人が来庁することが困難であることを証明する書類(医師の診断書、身体障害者手帳、入院・施設などへの入所の事実を示す書類など)が必要です



個人番号カード・通知カードの受取専用臨時窓口を設けます！

個人番号カード・通知カードの受取について、次のとおり日曜日に臨時窓口を開設します。平日に受取が出来ない人はぜひご利用ください。

日 時	2月14日(日)・28日(日)、3月13日(日)・27日(日)／午前9時～正午
会 場	市民課窓口(本館1階)
取扱内容	●通知カードの受渡し(まだ受け取っていない人) ●個人番号カードの受渡し(既に申請済みで交付通知書を持っている人)
注 意	●臨時窓口では住民票、印鑑証明書などの諸証明の発行はできません。発行を希望する人は、あすてらすサービスセンターまたは、みくにサービスセンターをご利用ください。 ●臨時窓口と各サービスセンターでは住民異動届・戸籍届出などの受付はできません。

マイナンバーについてのお知らせとお願い

●これから引越しのシーズンを迎えます。引越しや戸籍の届出などで住所や氏が変わった場合は、個人番号カード・通知カードともに記載内容変更手続きが必要です。

転入・転居や戸籍などの届出の際は、市民課に通知カードまたは個人番号カードと、運転免許証・健康保険証などの本人確認書類を持参してください。

※個人の情報に変更があってもマイナンバーは変わりません

※小都市外へ引越す場合は、転入先の市区町村で手続きをしてください



◀個人番号カード(表)の例

この部分に変更内容(新住所など)を記載します

◀通知カード(裏)の例

●マイナンバーを記載した住民票は、本人とその同一世帯の人からの請求に限り、市民課でのみ発行することができます。各サービスセンターでは発行できませんのでご了承ください。

※マイナンバーの提供先は法令で定められています